

知っておきたいまちの予算

栗山町の予算と財政状況

平成24年度決算の概要

平成24年度の各会計決算が、9月の町議会定例会で認定されました。町民の皆さんから納めていただいた税金などが、どのように使われ、町の財政が運営されてきたのか、その概要についてお知らせします。

平成24年度決算の概要については、今月号から3回に分けて掲載します。

今月号では、各会計における決算の概要、12月号では、財政健全化比率など各指標から見るまちの現状、2月号では、まちの預金と借金の現状についてお知らせします。

◆一般会計決算

一般会計の歳入総額は77億7,135万円、歳出総額は76億1,527万円となり、差額1億5,608万円を次年度に繰り越しました。

なお、この繰越額1億5,608万円の中には、次年度に繰り越して実施する事業の財源15,180万円を含んでいることから、この財源を除いた1億4,090万円が実質的な繰越額になります。

前年度と比較し、歳入は5億3,657万円（6.5%）の減、歳出は6億1,087万円（7.4%）の減となりました。

◆特別会計決算

保険料や使用料などの特定の収入をもとに事業を運営している4つの特別会計の歳入総額は34億9,236万円、歳出総額は33億9,393万円となり、差額9,843万円をそれぞれ次年度の各特別会計に繰り越しました。

前年度と比較し、歳入は140万円（0.1%）の減、歳出は4,320万円（1.3%）の増となりました。



一般会計決算

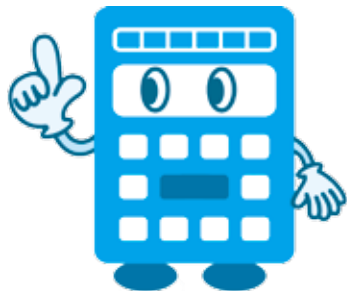
歳入
77億7,135万円

歳入全体の構成は、町税や使用料・手数料など、町が独自に確保している自主財源の割合が25・2%と、歳入の7割以上が国や北海道から配分、交付されています。

知っておきたいまちの予算

自主財源	項目	金額	構成比
	町税	12億6,538万円	16.3%
	使用料・手数料	1億8,347万円	2.4%
	分担金・負担金	1億6,260万円	2.1%
	諸収入など	2億997万円	2.7%
	繰越金	8,178万円	1.0%
	繰入金	5,567万円	0.7%
合計		19億5,887万円	25.2%

依存財源	項目	金額	構成比
	地方交付税	34億258万円	43.8%
	国庫支出金	8億4,691万円	10.9%
	町債	7億8,576万円	10.1%
	道支出金	4億9,777万円	6.4%
	地方譲与税など	2億7,946万円	3.6%
合計		58億1,248万円	74.8%



歳出（目的別）
76億1,527万円

歳出全体の構成では、総務費が20・1%と最も多く、次に民生費が19・1%、公債費が19・0%の順となりました。前年度と比較し、大きく減少したのは農林水産業費で、小麦乾燥調製貯蔵施設増設事業や、エゾシカ農業被害緊急対策事業などの事業完了により4億9,834万円（41・4%）の減となりました。また、町の借入金の償還となる公債費は、償還の終了などに伴い、8042万円（5.3%）の減となりました。町民1人当たりでは、58万5千円（前年度62万7千円）の経費を負担していることとなります。

項目	内容	金額	構成比
総務費	職員給与や公共施設の管理などに	15億3,243万円	20.1%
民生費	児童、高齢者、障がい者福祉などに	14億5,618万円	19.1%
公債費	町債（借入金）の返済などに	14億4,697万円	19.0%
土木費	道路や河川、公営住宅の整備などに	8億6,874万円	11.4%
農林水産業費	農林業の振興、生産基盤の整備などに	7億416万円	9.2%
教育費	学校教育、文化・スポーツ振興などに	5億8,258万円	7.7%
衛生費	地域医療の確保やごみ処理対策などに	4億3,854万円	5.8%
消防費	消防、救急活動などに	3億1,857万円	4.2%
商工費	商工業、観光の振興などに	1億5,230万円	2.0%
議会費	議員報酬・手当、議会活動などに	7,154万円	0.9%
その他	労働費、諸支出金、災害復旧費	4,326万円	0.6%
合計		76億1,527万円	100.0%

平成24年度 一般会計・特別会計歳入・歳出決算額

（ ）内は平成23年度の決算額

会計区分	歳入	歳出	差引	増減率	
				歳入	歳出
一般会計	77億7,135万円 (83億792万円)	76億1,527万円 (82億2,614万円)	1億5,608万円 (8,178万円)	▲6.5%	▲7.4%
特別会計	34億9,236万円 (34億9,376万円)	33億9,393万円 (33億5,073万円)	9,843万円 (1億4,303万円)	▲0.1%	1.3%
国民健康保険 北海道介護福祉学校 介護保険 後期高齢者医療	19億3,325万円 1億3,767万円 12億4,014万円 1億8,130万円	18億4,862万円 1億3,466万円 12億2,942万円 1億8,123万円	8,463万円 301万円 1,072万円 7万円	1.3% ▲5.4% ▲2.2% 6.2%	4.1% ▲6.2% ▲2.4% 6.2%
合計	112億6,371万円 (118億168万円)	110億920万円 (115億7,687万円)	2億5,451万円 (2億2,481万円)	▲4.6%	▲4.9%

企業会計の決算状況は？

◆水道事業会計

①収益的収支（水道水を製造・配送するための会計）

区分	内容	金額
収入	水道料金など	3 億 9,729 万円
	一般会計からの補助金など	797 万円
	(合 計)	4 億 526 万円
支出	原水・配水処理費用など	2 億 7,879 万円
	企業債利息返済など	7,684 万円
	(合 計)	3 億 5,563 万円
収入支出差引額		4,963 万円

②資本的収支（水道施設を整備するための会計）

区分	内容	金額
収入	工事に伴う負担金	580 万円
	一般会計からの出資金	705 万円
	(合 計)	1,285 万円
支出	浄水場の整備など	8,769 万円
	企業債元金返済など	1 億 5,742 万円
	(合 計)	2 億 4,511 万円
収入支出差引額		▲ 2 億 3,226 万円

◆下水道事業会計

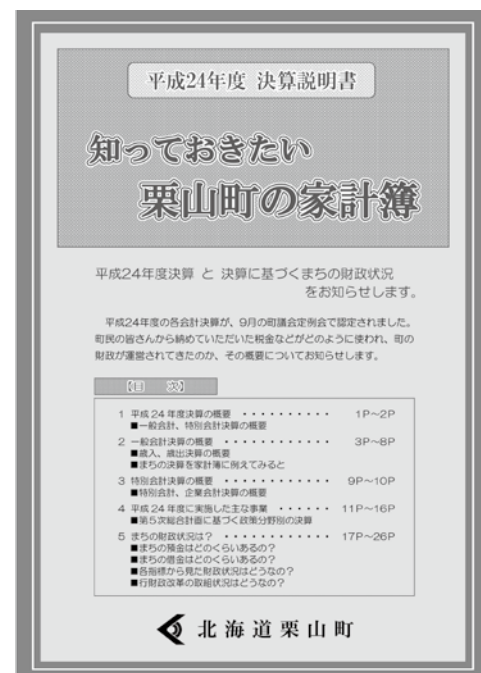
①収益的収支（下水を処理するための会計）

区分	内容	金額
収入	下水道料金など	2 億 1,951 万円
	一般会計からの負担金など	2 億 8,644 万円
	(合 計)	5 億 595 万円
支出	処理場維持管理費など	5 億 6,171 万円
	企業債利息返済など	1 億 1,494 万円
	(合 計)	6 億 7,665 万円
収入支出差引額		▲ 1 億 7,070 万円

②資本的収支（下水道施設を整備するための会計）

区分	内容	金額
収入	金融機関からの借入	2 億 9,080 万円
	国からの補助金など	335 万円
	(合 計)	2 億 9,415 万円
支出	施設の整備など	974 万円
	企業債元金返済など	5 億 6,469 万円
	(合 計)	5 億 7,443 万円
収入支出差引額		▲ 2 億 8,028 万円

げんかしょうきやくひ 不足額は減価償却費などの施設更新のために積み立てている「内部留保資金」などから補てんしました



今月号で掲載しました平成24年度決算の概要のほか、平成24年度に実施した主な事業、まちの財政状況など、より具体的な決算の内容をまとめた「知っておきたい栗山町の家計簿」を作成しました。冊子は、下記の施設窓口に配置していますので、ご自由にお持ちいただき、ご覧ください。

- ◆設置窓口
- 役場庁舎1階ロビー
- カルチャープラザ「Eki」
- 総合福祉センター「しゃるる」
- まちの駅「栗夢プラザ」
- 角田農村環境改善センター
- 継立南部公民館
- ◆主な掲載内容
- 平成24年度決算の概要
- 一般会計決算の概要
- 特別会計決算の概要
- 平成24年度に実施した主な事業
- まちの財政状況（預金と借金）の状況など

平成24年度決算説明書
「知っておきたい栗山町の家計簿」
を作成しました



医療費給付、予防医療を目的に設置している国民健康保険と、後期高齢者医療の2つの特別会計は、高齢化率の上昇に伴う医療費の増加などにより、決算額も年々増加傾向にあります。

介護福祉学校の学生確保対策として、道内各地での入学説明会のほか、テレビコマercialの放映、ホームページの更新、インターネット検索時の上位表示対策などの取り組みを行いました。

介護保険では、地域の中で生きがいを持って、元気に暮らし続けていくため、介護予防を目的とした運動教室の開催など、介護予防サービスの強化・充実に努めました。

特別会計決算

介護保険特別会計		
歳入	介護保険料 国庫・道支出金など 繰越金など 一般会計からの繰入金	2 億 3,114 万円 8 億 3,413 万円 1,501 万円 1 億 5,986 万円
	(合 計)	12 億 4,014 万円
歳出	保険給付費 総務費など	11 億 6,547 万円 6,395 万円
	(合 計)	12 億 2,942 万円

主な歳出となる保険給付費は、11億6,547万円（構成比…94・8％）で、前年度と比較し、1225万円の減となりました。

平成24年度末の被保険者（65歳以上）は、4391人で、要支援・要介護認定者が720人のうち、602人が介護サービスを利用しました。サービス利用者一人当たりでは、約194万円を給付していることになります。

国民健康保険特別会計		
歳入	国民健康保険税 国庫・道支出金など 繰越金など 一般会計からの繰入金	4 億 2,387 万円 12 億 8,145 万円 1 億 3,516 万円 9,277 万円
	(合 計)	19 億 3,325 万円
歳出	保険給付費 後期高齢者支援金など 総務費など	12 億 6,603 万円 4 億 9,134 万円 9,125 万円
	(合 計)	18 億 4,862 万円

主な歳出となる保険給付費は、12億6,603万円（構成比…68・5％）で、前年度と比較し、2876万円の増となりました。

平成24年度の保険加入状況は、年間平均で一般被保険者3832人、退職被保険者291人となりました。被保険者一人当たりでは、一般分で約30万円、退職分で約33万円の医療費を給付していることになります。

後期高齢者医療特別会計		
歳入	後期高齢者医療保険料 繰越金など 一般会計からの繰入金	1 億 2,678 万円 55 万円 5,397 万円
	(合 計)	1 億 8,130 万円
歳出	広域連合納付金（保険料） 広域連合納付金（その他） 総務費など	1 億 2,710 万円 5,023 万円 390 万円
	(合 計)	1 億 8,123 万円

主な歳出となる北海道後期高齢者医療広域連合への納付金は、1億7733万円（構成比…97・8％）で、前年度と比較し、982万円の増となりました。

被保険者からの保険料のほか、低所得者に対する保険料軽減分、広域連合運営費分として納付しています。

平成24年度末における被保険者（75歳以上および65歳以上で一定の障がいがある方）は、年間平均で2411人となり、前年度から25人の増となりました。

北海道介護福祉学校特別会計		
歳入	入学者・授業料など 道支出金 繰越金など 町債 一般会計からの繰入金	7,893 万円 1,341 万円 203 万円 1,000 万円 3,330 万円
	(合 計)	1 億 3,767 万円
歳出	学校管理・運営費 学生寮管理費 学校周辺整備費	1 億 1,699 万円 738 万円 1,029 万円
	(合 計)	1 億 3,466 万円

平成24年4月の学生総数は、133人（定員160人）で、前年度と比較し27人の減となりました。

主な歳出では、教員の給与や校舎管理などの学校管理・運営費として1億1699万円、介護福祉学校通りの拡幅工事に伴う施設設計などの学校周辺整備として1029万円の支出を、学生からの納付金のほか、一般会計からの繰入金などにより補てんしました。

生活と環境

安全・安心な町を目指して

【問い合わせ】 町環境生活課
環境生活グループ ☎ 7510

平成25年度全国地域安全運動

道内における犯罪件数（刑法犯認知件数）は平成15年以降10年連続で減少し、本年も5月末現在で前年同期に比べ約6.1%減少しておりますが、自動車・自転車盗や車上狙いなどの犯罪が後を絶たない状況です。

犯罪から暮らしを守るため、自分の安全は自分自身で守るという強い意志を持ち、犯罪のない明るい社会をつくるため、家庭で、学校で、職場で、そして地域で、防犯対策を万全にして、安全安心の輪を広げましょう。

運動期間

10月11日(金)～20日(日)

統一スローガン

～みんなでつくる安心のまち～
～みんなで築こう安全で安心な大地～

運動の重点

○住宅を対象とする侵入窃盗の被害防止
○子ども・女性対象犯罪の被害防止



○特殊詐欺の被害防止
○自転車盗の被害防止

栗山地区地域安全パレード

全国地域安全運動の取組として「犯罪のない明るいまちづくり」を目指して、町内の保育所・幼稚園の子どもたちによる可愛らしいパレードを駅前通りで実施します。
治道からのご声援をお願いします。

開催日時

10月16日(水)午前10時30分～

開催場所

カルチャープラザ「Eki」からご縁広場まで

野犬掃とうを行います

放し飼いの犬は野犬とみなし、捕獲処分しますので、放し飼いをされないようご注意ください。

期間

10月1日(火)～平成26年3月31日(月)

区域

栗山町全域

不法投棄は絶対にやめましょう

北海道では毎年10月を「廃棄物適正処理月間」として、不法投棄のパトロールを強化しています。

不法投棄については、警察に届け出をして捜査することとなりますが、5年以下の懲役、または罰金1000万円（法人の場合は3億円以下）の重罪です。

不法投棄は新たな不法投棄を招き、また、次世代を担う

子どもたちの環境の悪化にもつながります。
地域住民の目で不法投棄をさせない環境をつくりましょう。

秋の全町一斉清掃

【きれいな街づくり】に向けて、秋の全町一斉清掃を実施します。地域事情にあわせて道路や公園、河川などの公共スペースの美化運動にご協力をお願いいたします。

日時

10月20日(日) 午前7時～

※午前6時45分に打ち上げ花火で合図します(小雨決行、雨天中止)

※詳しくは、各町内会・自治会経由でお知らせします。



秋の巡回行政相談

①日時／10月22日(火) 10:00～12:00
場所／南部公民館

②日時／10月25日(金) 10:00～12:00
場所／総合福祉センターしゃるる
※相談はいつでも無料です。

【問い合わせ】
町総務課広報・情報グループ ☎ 7501

皆さんから年金、登記、道路、河川、窓口サービスなど役所の業務についての要望、意見をお聞きして改善を図ります。

定期相談も開催

○第2火曜日
時間／10:00～12:00
場所／カルチャープラザ「Eki」
○偶数月第1火曜日
時間／10:00～12:00
場所／角田農村環境改善センター

行政相談委員
窪 統央 氏
松風 2
☎ 2779

行政相談委員
片山 孝 氏
角田
☎ 1577



消防署からのお知らせ

【問い合わせ】
南空知消防組合消防署
☎ 0150

秋の火災予防運動

10月15日(火)から31日(木)まで、全道一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これからの季節は空気が乾燥し、暖房器具などの火気を取り扱う機会が増えるため火災が発生しやすくなります。この機会に、火の元の点検や、避難口を確認するなどして火災予防に対する意識を高め、尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

器が適切に機能するためには維持管理が重要です。
万が一の際にきちんと作動するように、日ごろから住宅用火災警報器のお手入れと作動確認をしておきましょう。

◆お手入れの方法

住宅用火災警報器の本体に付いたホコリが溜まると、火災を感じにくくなることや、誤作動をおこなうことがあります。最低でも年に1回は乾いた布でホコリをふき取りましょう。

◆動作確認

本体の点検ボタンを押すか、点検用のひもを引くことで異常の有無を音声案内などで知らせられます。

消すまでは心の警報ONのまま

住宅用火災警報器の点検を！

平成23年6月より、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられるようになり、町内でも住宅用火災警報器を設置する住宅が増えてきましたが、住宅用火災警報



◆秋季消防演習日程

分団名	地区	日時	場所
第1分団	栗山	10月12日(土) 14:00～	栗夢広場
第2分団	角田	10月19日(土) 14:30～	角田小学校
第3分団	継立	10月20日(日) 9:00～	南部公民館 (継立地域まちづくり協議会防災訓練と合同開催)

秋季消防演習

各分団による秋季消防演習を実施します。
なお、演習実施中に車両のサイレンや、10月20日には継立で午前9時にサイレンが鳴ります。火災と間違わないようお願いします。

こんにちは！

私たち 栗山青年会議所です。

21

夕張川サケの遡上見学ツアー開催！

こんにちは、蛭名 勇人です。



我々、栗山青年会議所が夕張川関係連事業と称して事業に取り組んでから7年の月日が経ちました。

6年前より夕張川の支流の雨煙別川でサケの稚魚放流会を毎年行い、現実的に一昨年と昨年、みんなが想いを込めて放流したサケたちが栗沢頭首工まで遡上しました。放流した雨煙別川まで、あと一歩のところまで帰って来ています。

栗沢頭首工の落差工の課題や、河川のゴミの問題などはありますが、

この夕張川支流の雨煙別川は、「誇りある川」になりつつあることを多くの町民に知っていただきたいと思います。川が変われば、人が変わる。人が変われば、



◆問い合わせ

小針 一人
☎ 090(7879)4005

議会の動き

第5回栗山町議会定例会（8月30日招集）において次の議案が審議されました。

議案

- ▼栗山町第5次総合計画の一部変更
経営体育成支援事業の追加など、主要事業の追加1件、事業期間の変更1件です。
- ▼平成25年度栗山町一般会計補正予算（第4号）
歳入歳出予算に5億6448万4千円を追加し、総額を82億3737万5千円とするもので、主な内容は、そらち南農業協同組合が実施する米乾燥調製施設増設事業への補助金に係る補正です。
- ▼平成25年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
歳入歳出予算に2938万8千円を追加し、総額を18億7637万8千円とするもので、主な内容は、医療費および納付金などの額の確定に係る補正です。
- ▼平成25年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第2号）
歳入歳出予算に51万7千円を追加し、総額を1億4334万6千円とするもので、フィンランド学生派遣事業に係る補正です。
- ▼平成25年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
歳入歳出予算に1405万1千円を追加し、総額を13億3046万4千円とするもので、主な内容は、介護給付費および地域支援事業費の確定に伴う負担金・支払基金交付金の精算に係る補正です。
- ▼平成25年度栗山町水道事業会計補正予算（第1号）
収益的支出に55万8千円を追加し、総額を3億7260万円とするもので、水道技術管理者資格取得に関わる旅費および研修費の追加です。
- ▼栗山町条例の一部を改正する条例
栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
栗山町道路路占用料徴収条例及び栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
地方税法等の改正に伴う関係部分の条例改正です。
- ▼北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
住民基本台帳法の改正に伴い規約を変更するものです。
- ▼教育委員会委員の任命について
教育委員のうち井田一恵氏（桜丘1）が再任されました。
- ▼栗山町立保育所設置条例を廃止する条例
継立保育所の閉所に関する

もので、産業福祉常任委員会にて審議され、本議会で可決されました。

認定

- ▼平成24年度栗山町一般会計・国民健康保険特別会計・北海道介護福祉学校特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定および水道事業会計・下水道事業会計決算の認定について
以上7件は、決算審査特別委員会を経て本会議で認定されました。

報告

- ▼平成24年度栗山町健全化判断比率
平成24年度栗山町資金不足比率
- ▼平成24年度栗山町土地開発公社決算の報告
平成24年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算の報告
- ▼道州制導入に断固反対する意見書
本件は可決され、関係省庁へ提出されます。

意見書

人にやさしい住宅助成

住宅のバリアフリー改修、耐震改修および老朽住宅の解体工事により住環境を改善する場合に、その費用の一部を助成します。
◆対象者
町内に住所を有し、かつ住宅を所有しており、町税などを滞納していない方。
※解体工事については町外在住でも可能です。

◆助成額

- ①バリアフリー改修工事
3割助成（10万円以上の工事で助成限度額は30万円）
- ②耐震改修工事
2割助成（50万円以上の工事で助成限度額は50万円）
- ③解体工事
2割助成（50万円以上の工事で助成限度額は20万円）

◆対象工事

町内に事業所のある法人や個人事業所で、建設業の許可を受けている事業所が行う工事

◆問い合わせ

町建設水道課技術グループ
☎73-7513



しあわせ 応援ネットワーク

【問い合わせ】
栗山町民生委員児童委員協議会
事務局
町住民福祉課 福祉・子育てグループ
☎732222（直通）

民生委員児童委員は、地域の方々の立場に立つて、福祉や家族、住居、年金、育児、教育のことなど、地域の相談窓口、各関係機関との連携・パイプ役などの援助活動を行っており、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるよう応援しています。

栗山町では38人の民生委員児童委員と2人の主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱され活動しています。

★こんなときは民生委員児童委員へご相談ください

- 暮らしに関すること（住まい・生活など）
- 育児・教育に関すること（育児・学校生活など）
- 家族関係に関すること（扶養・相続など）
- 在宅生活に関すること（介護・施設利用など）

福祉資金 福祉費	
生業資金	生業を営むのに必要な経費
技能習得資金	資格・技能の習得に必要な経費
住宅資金	住宅の増改築、補修。災害による住宅の修繕
福祉用具購入資金	福祉機器・用具を購入するための経費
障がい者用自動車購入資金	障がい者用自動車の購入に必要な経費
中国残留邦人等国民年金追納資金	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
療養資金	ケガや病気の療養に必要な経費
介護資金	介護サービスなどを受けるのに必要な経費

教育支援資金	
教育支援費	高等学校、大学等に就学するのに必要な経費
就学支度資金	上記学校への入学に際し必要な経費
総合支援資金	
生活支援費	失業や収入の減少により、生活再建までの間に必要な費用
住宅入居費	住宅手当の支給対象者に対する敷金、礼金等住宅の賃貸契約を締結するための必要な経費
一時生活再建費	失業や収入の減少により、生活を再建するために一時的に必要な費用

わたしたちはこんな活動もしています

- ◆包丁とき奉仕活動
- ◆ふれあい菜園づくり
- ◆児童公園等遊具点検
- ◆生活福祉資金の活用啓発
- ◆広報紙の発行

■新たな届出に必要な書類

必要書類		届出書（所定様式）	①付近見取図	②配置図	③各階の平面図	④立面図	⑤地籍図	⑥平面図	⑦断面図等	⑧現況写真	⑨その他
建築物	新築、増築、改築、移転	様式1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式1	◎	※	※	○	—	—	—	◎	○
工作物	新設、増築、改築、移転	様式1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式1	◎	※	※	○	—	—	—	◎	○
開発行為		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土地の形質変更		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土石、廃棄物、再生資源等の堆積		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○

◎必ず添付する書類、○必要と認められた場合添付する書類、—非該当
*添付を省略できる書類（栗山町景観条例施行規則第7条第3項）

栗山町景観計画に基づく新たな届出制度が始まります！

町では「人と自然にやさしいふるさと」の景観づくりを基本理念とし、平成25年7月に景観法に基づく「栗山町景観計画」を策定し、建築行為等に関する景観形成基準を定めました。

平成25年10月1日以降に、町内で一定規模を超える建築行為を行う場合は、事前に栗山町建設水道課技術グループへの届出が必要となります。

届出に必要な書類

- 各行為の所定の届出書（様式第1号または第2号）と共に、左記の書類を揃えて届出を行って下さい。
- 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更行為の届出（様式第4号）を行って下さい。

◆届出受付窓口・問い合わせ
町建設水道課技術グループ
☎737513